

「IP アドレス割り当て等に関する規則」変更点对照表

● IP アドレス割り当て等に関する規則 変更点对照表

現行規定	改定案
<p>第 2 条 (IP アドレス割り当てポリシー・技術要件、用語)</p> <p>IP アドレスの割り当て等に関する業務は、ICANN・APNIC Cなどが公開するIP アドレス割り当てポリシーおよびインターネットの慣行に基づいて当センターが定める JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー (以下「IP アドレス割り当てポリシー」という) に基づいて執行する。</p>	<p>第 2 条 (IP アドレス割り当てポリシー・技術要件、用語)</p> <p>IP アドレスの割り当て等に関する業務は、<u>当センターが定める「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」</u> (以下 <u>これらのポリシーを「IP アドレス割り当てポリシー」という</u>) に基づいて執行する。</p>
<p>第 4 条 (IP アドレス・リースの期間・更新)</p> <p>2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相当でないと認める場合、当センターは期間満了の 1 か月前までに更新拒絶の通知を行う。この場合、当該のインターネットエンドユーザは IP アドレスの使用を停止しなければならない。</p> <p>3 前項の場合、割り当てを行った IP アドレス管理指定事業者は、当該のインターネットエンドユーザに対して IP アドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>	<p>第 4 条 (IP アドレス・リースの期間・更新)</p> <p>2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相当でないと認める場合、当センターは期間満了の 1 か月前までに更新拒絶の通知を行う。この場合、当該のエンドユーザは IP アドレスの使用を停止しなければならない。</p> <p>3 前項の場合、割り当てを行った IP アドレス管理指定事業者は、当該のエンドユーザに対して IP アドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>
(新設規定)	<p><u>第 5 条の 2 (情報の取り扱い)</u></p> <p><u>この規則に定める IP アドレスの割り当て管理業務を遂行するにあたり、当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、この規則のほか、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。</u></p>
<p>第 6 条 (業務委託)</p> <p>2 IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に定めるところにより、<u>エンドユーザ</u>に対して、自己が管理の委託を受けた IP アドレスを割り当て、再リースを行うができる。</p>	<p>第 6 条 (業務委託)</p> <p>2 IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に定めるところにより、<u>自らのユーザ</u>に対して、自己が管理の委託を受けた IP アドレスを割り当てることができる。<u>また、自己が管理の委託を受けた IP アドレスの一部を最終的にエンドユーザに割り当てることを目的として、別の事業者にも更に委託する (以下「再割り振り」という) ことができる。ただし、再割り振りの要件は、別に定める。</u></p>
<p>第 8 条 (IP 割り当て管理業務の原則)</p> <p>IP 割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられた IP アドレスのうちから、当センターが任意に指定する IP アドレス (IP アドレスの数を含む) について委託する。</p>	<p>第 8 条 (IP 割り当て管理業務の原則)</p> <p>IP 割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられた IP アドレスのうちから、当センターが指定する IP アドレス (IP アドレスの数を含む) について委託する。</p>
<p>第 9 条 (割り振り申請)</p> <p>IP 指定事業者は、指定部局所定の形式により、電子メールをもって管理を希望する IP アドレス数その他の事項を記載した IP アドレス割り振り申請を行う。ただし、希望する IP アドレス数の記載は、その数について委託をすることの保証と解釈されてはならない (以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行った IP 指定事業者を「割り振り申請者」という。)</p>	<p>第 9 条 (割り振り申請)</p> <p>IP 指定事業者は、指定部局所定の形式により、管理を希望する IP アドレス数その他の事項を記載した IP アドレス割り振り申請を行う。ただし、希望する IP アドレス数の記載は、その数について委託をすることの保証と解釈されてはならない (以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行った IP 指定事業者を「割り振り申請者」という)。</p>
<p>第 12 条 (割り振りの決定)</p> <p>指定部局は、第 10 条により受理した割り振り申請(前条による訂正等がある場合には訂正された申請とする)について審査を行い、IP 割り当て管理業務を委託する IP アドレスの割り振りを決定する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者とこの審査について必要な事項の協議をすることができる。</p> <p>2 前項の審査および決定は、IP アドレス割り当てポリシーに基づく裁量をもって行う。</p>	<p>第 12 条 (割り振りの決定)</p> <p>指定部局 <u>または APNIC</u> は、第 10 条により受理した割り振り申請(前条による訂正等がある場合には訂正された申請とする)について審査を行い、IP 割り当て管理業務を委託する IP アドレスの割り振りを決定する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者とこの審査について必要な事項の協議をすることができる。</p> <p>2 前項の審査および決定は、IP アドレス割り当てポリシーに基づく裁量をもって行う。</p>
<p>第 13 条 (割り振り通知)</p> <p>指定部局は、前条による決定 をしたときは遅滞なく割り振り申請者に対して、電子メールにより割り振りする IP アドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。</p>	<p>第 13 条 (割り振り通知)</p> <p>指定部局は、前条による決定 <u>がされた</u>ときは遅滞なく割り振り申請者に対して、電子メールにより割り振りする IP アドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。</p>
<p>第 14 条 (割り振り情報)</p> <p>当センターは、IP 指定事業者ごとに、その組織名、割り振られた IP アドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに登録して公開する。</p>	<p>第 14 条 (割り振り情報)</p> <p>当センターは、<u>当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、</u> IP 指定事業者ごとに、その組織名、割り振られた IP</p>

「IP アドレス割り当て等に関する規則」変更点对照表

	アドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに登録して公開・開示する。
<p>第 16 条 (IP 割り当て管理業務)</p> <p>当センターが IP 指定事業者に対して委託する IP 割り当て管理業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 割り振られた IP アドレスの <u>インターネット</u> ユーザに対する割り当て</p> <p>(2) 割り当て報告</p> <p>(3) その他当センターが定める事項</p>	<p>第 16 条 (IP 割り当て管理業務)</p> <p>当センターが IP 指定事業者に対して委託する IP 割り当て管理業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 割り振られた IP アドレスの <u>自らの</u> ユーザに対する割り当て <u>および再割り振り</u></p> <p>(2) 割り当て報告 <u>および再割り振り報告</u></p> <p>(3) その他当センターが定める事項</p>
<p>第 17 条 (割り当ての承認)</p> <p>IP アドレスの割り当て (IP 指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする) を行う場合、IP 指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない (以下この申請を「審議申請」という)。</p> <p>2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。</p> <p>(1) 記入事項に不備がないこと</p> <p>(2) IP 指定事業者が接続組織の IP アドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること</p> <p>(3) IP 指定事業者が適切に割り当て IP アドレスの <u>大きさ</u> を判断していること</p> <p>(4) その他指定部局が定める事項</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要とした IP アドレス (<u>個数により定める</u>) については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。</p>	<p>第 17 条 (割り当ての承認)</p> <p>IP アドレスの割り当て (<u>以下</u>、IP 指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする) を行う場合、IP 指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない (以下この申請を「審議申請」という)。</p> <p>2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。</p> <p>(1) 記入事項に不備がないこと</p> <p>(2) IP 指定事業者が接続組織の IP アドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること</p> <p>(3) IP 指定事業者が適切に割り当て IP アドレスの <u>数</u> を判断していること</p> <p>(4) その他指定部局が定める事項</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要とした IP アドレス (<u>IP アドレスの数により定める</u>) については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。</p>
<p>第 18 条 (割り当て報告)</p> <p>IP 指定事業者は、前条に基づいて割り当てを行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。<u>この情報</u> は、当センターのデータベースに登録され、公開される。</p> <p>2 IP 指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり (割り当てを受けた者の依頼により IP 指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする)、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センター理事会が認めた場合には、当センターは <u>その事項</u> を公開しないことができる。ただし、<u>下記いずれかの場合、指定部局はこれを開示することができる。</u></p> <p>—— (1) <u>法令の規定に基づく請求がある場合</u></p> <p>—— (2) <u>当センターの指定する IP アドレスについての管理団体の請求がある場合</u></p> <p>—— (3) <u>前各号以外の第三者から正当な理由に基づく開示の請求があった場合</u></p> <p>3 指定部局は、IP 指定事業者の書面による請求があった場合には、その者にかかるデータベースの開示履歴を通知する。ただし、前項ただし書き第 1 号および第 2 号の場合には、その開示履歴の通知を行わないことができる。</p> <p>4 データベースに関する事項は、IP アドレス技術文書群その他当センターの定める規則にしたがって運用する。</p>	<p>第 18 条 (割り当て報告 <u>および再割り振り報告</u>)</p> <p>IP 指定事業者は、前条に基づいて割り当て <u>および再割り振り</u> を行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。<u>当センターに報告された情報は、当センターが別に定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、</u> 当センターのデータベースに登録され、公開・開示される。</p> <p>2 IP 指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり (割り当てを受けた者の依頼により IP 指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする)、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは <u>「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、当センターが報告を受けた事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則によりこれを開示することができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第 20 条 (IP 指定事業者の義務)</p> <p>IP 指定事業者は IP 割り当て管理業務を、第三者に再委託することはできない。</p>	<p>第 20 条 (IP 指定事業者の義務)</p> <p>IP 指定事業者は IP 割り当て管理業務を、<u>当センターが別に定める場合を除き</u> 第三者に再委託することはできない。</p>

「IP アドレス割り当て等に関する規則」変更点对照表

<p>(第 4 項追加)</p>	<p><u>4 IP 指定事業者は、IP 割り当て管理業務を行うにあたり、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者から IP 割り当て管理業務に必要な情報を取得するときは、当該情報が当センターに提供され、当センターの定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき取り扱われることにつき、当該情報の情報主体から同意を得なければならない。</u></p>
<p>第 21 条 (IP 指定事業者とエンドユーザとの関係)</p> <p>IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に反しない範囲において、エンドユーザに対する IP アドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。</p> <p><u>(第 2 項追加)</u></p> <p><u>2</u> 前項の定めに関する一切の責任は IP 指定事業者が負担するものとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求めることができる。</p>	<p>第 21 条 (IP 指定事業者とエンドユーザ <u>および再割り振り先の事業者</u>との関係)</p> <p>IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に反しない範囲において、エンドユーザ <u>および再割り振り先の事業者</u> に対する IP アドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。</p> <p><u>2 再割り振り先の事業者が、エンドユーザへ割り当てを行う場合、その IP アドレス割り当ての取り扱いについては、第 2 条、第 5 条の 2、第 19 条第 1 項、および第 20 条第 4 項を準用するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 前 <u>2</u> 項の定めに関する一切の責任は IP 指定事業者が負担するものとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求めることができる。</p>
<p>第 22 条 (責任範囲)</p> <p>IP 割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザとの間に生じた事項に関する一切の責任は IP 指定事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</p>	<p>第 22 条 (責任範囲)</p> <p>IP 割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザ <u>・再割り振り先の事業者と IP 指定事業者</u> との間に生じた事項に関する一切の責任は IP 指定事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</p>
<p>第 26 条 (IP 指定事業者契約終了に伴う義務)</p> <p>IP 指定事業者契約が <u>終了した</u> 場合、IP 指定事業者は、次章の定めにしたがいエンドユーザから IP アドレスの返却を受けたいうで、別に定める手続にしたがい受託 IP アドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。</p> <p>2 前項の場合、IP 指定事業者はいかなる事由があってもエンドユーザに対し新たな割り当てを行ってはならない。</p>	<p>第 26 条 (IP 指定事業者契約終了に伴う義務)</p> <p>IP 指定事業者契約 <u>を終了する</u> 場合、IP 指定事業者は <u>新たな割り当ておよび再割り振りを行ってはならず</u>、次章の定めにしたがいエンドユーザおよび再割り振り先の事業者から IP アドレスの返却を受けたいうで、別に定める手続にしたがい受託 IP アドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。</p> <p><u>2 削除</u></p>
<p>第 27 条 (返却)</p> <p>IP 指定事業者は、エンドユーザとの間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者から IP アドレスの返却を受けなければならない。</p>	<p>第 27 条 (返却)</p> <p>IP 指定事業者は、エンドユーザ <u>もしくは再割り振り先の事業者</u> との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者から IP アドレスの返却を受けなければならない。</p>
<p>第 28 条 (IP アドレス割り振り手数料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、<u>当センターから</u> 第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス <u>空間</u> に応じた基準値にしたがい IP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP 指定事業者が IP v 4 アドレス・IP v 6 アドレスのいずれを問わず、IP アドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第 7 条第 2 項の契約料の支払いをもって本条の IP アドレス割り振り手数料を支払ったものとする。</p> <p>2 IP 指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサイズ <u>のアドレス空間</u> より小さいアドレス <u>空間</u> の割り振り、または割り当てを受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けたアドレス <u>空間</u> にかかわらず、最小割り振りサイズのアドレス <u>空間</u> に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。</p> <p>3 IP 指定事業者は、IP v 6 アドレスの追加割り振りにおいて、既に割り振りを受けているアドレス空間を含むアドレス空間の追加割り振りを受けた場合は、既に割り振りを受けている空間を含んだ全体のアドレス空間に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。</p>	<p>第 28 条 (IP アドレス割り振り手数料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス <u>数</u> に応じた基準値にしたがい IP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP 指定事業者が IP v 4 アドレス・IP v 6 アドレスのいずれを問わず、IP アドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第 7 条第 2 項の契約料の支払いをもって本条の IP アドレス割り振り手数料を支払ったものとする。</p> <p>2 IP 指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサイズより小さい <u>IP アドレス数</u> の割り振り、または割り当てを受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けた <u>IP アドレス数</u> にかかわらず、最小割り振りサイズの <u>IP アドレス数</u> に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。</p> <p><u>3 (削除)</u></p>
<p>第 29 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額</p>	<p>第 29 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額</p>

「IPアドレス割り当て等に関する規則」変更点对照表

<p>および支払い方法」で定めるところにより、<u>当センターから</u>割り振りを受けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPアドレス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数も算入する。</p>	<p>および支払い方法」で定めるところにより、<u>第12条によって</u>割り振りを受けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPアドレス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数も算入する。</p>
<p>第31条（守秘義務）</p> <p>当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った当センター、割り当て申請者、IP指定事業者およびエンドユーザの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則の定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・公示する。</p> <p>2 前項の定めは、IP指定事業者契約終了時において、当センター、割り当て申請者、IP指定事業者またはエンドユーザから秘密として指定された事項については、IP指定事業者契約終了後もなおその効力を有する。</p>	<p>第31条（守秘義務）</p> <p>当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った当センター、IP指定事業者、<u>エンドユーザおよび再割り振り先の事業者</u>の秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則<u>および当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」</u>の定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・公示する。</p> <p>2 前項の定めは、IP指定事業者契約終了時において、当センター、IP指定事業者、<u>エンドユーザ、または再割り振り先の事業者</u>から秘密として指定された事項については、IP指定事業者契約終了後もなおその効力を有する。</p>
<p>第34条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP指定事業者、エンドユーザがIPアドレスの割り振り、割り当て、IPアドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納したIPアドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第7条第2項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>	<p>第34条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP指定事業者、エンドユーザ<u>または再割り振り先の事業者</u>がIPアドレスの割り振り、割り当て、IPアドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納したIPアドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第7条第2項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>
<p>第36条（規則の変更）</p> <p>当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべてのエンドユーザおよびIP指定事業者に適用される。</p>	<p>第36条（規則の変更）</p> <p>当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、IP指定事業者、<u>エンドユーザおよび再割り振り先の事業者</u>に適用される。</p>
<p>（付 則）</p> <p>1 この規則は、2001年4月1日から実施する。</p> <p>2 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができる。</p> <p>3 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経たものとみなす。</p> <p>4 第7条第2項の契約料は262,500円(税込)とする。</p> <p>5 第7条第2項の定めにかかわらず、付則第3号によりIP指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および2001年3月31日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002年3月31日をもって終了する。</p>	<p>（付 則）</p> <p>1 この規則は、2001年4月1日から実施する。</p> <p>2 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができる。</p> <p>3 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経たものとみなす。</p> <p>4 第7条第2項の契約料は262,500円(税込)とする。</p> <p>5 第7条第2項の定めにかかわらず、付則第3号によりIP指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および2001年3月31日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002年3月31日をもって終了する。</p> <p><u>6 この規則は、料金体系の変更により、2004年6月18日に公示され、その規則は、2004年8月18日から実施する。</u></p> <p><u>7 この規則は、下記の実施に伴い、2005年2月1日に公示され、その規則は、2005年4月1日より実施する。</u></p> <p>(1) <u>IPアドレス維持料の支払方法の変更</u></p> <p>(2) <u>「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の制定</u></p> <p>(3) <u>IPv6アドレスサービスの変更</u></p>

「IP アドレス割り当て等に関する規則」変更点对照表

<p>別表</p> <p>5. IP アドレス維持料の支払い方法</p> <p>IP アドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた維持料を6月末に当センターより請求し、翌々月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>5. IP アドレス維持料の支払い方法</p> <p>IP アドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた維持料を<u>その月</u>に当センターより請求し、<u>その翌</u>月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p> <p><u>ただし、当センターが別に定める手続きを経ることにより、IP 指定事業者は半期払いを選択することができる。半期払いの場合は、該当年度の4月1日 0:00 と10月1日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた維持料の2分の1をそれぞれ前期維持料、後期維持料として、それぞれ維持料を計算した月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p> <p><u>IP 指定事業者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払 IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p>
--	---

その他

使用用語の統一のための微修正を行った。

- ・ 「別途定める」 → 「別に定める」
- ・ 「アドレス」 → 「IP アドレス」
- ・ 「IP アドレス空間」 → 「IP アドレス数」